

**総合考慮のもと普通預金債権が口座名義人ではない者に帰属すると判断された事例**

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 令和1年9月18日  
【事件番号】 平成31年（ネ）第1576号  
【事件名】 損害賠償請求、独立当事者参加申立控訴事件  
【裁判結果】 控訴棄却（確定）  
【参照法令】 民法494条・666条、民事執行法160条  
【掲載誌】 金判1582号40頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25564692

大阪大学准教授 高 秀成

**事実の概要**

Z（第一審参加人・控訴人）は、再生可能エネルギーに係わる新技術の研究開発等を目的とする株式会社である。Aは、最先端素材の開発・販売等を目的とする株式会社である。平成28年10月16日、Z社の会長であったBは、Aの取締役Dとの間で、次の内容の覚書（以下、「本件覚書」）を締結した。「(1) Dは、Bの要請する地方銀行に新たに口座を開設する。……口座名義人はAとする、(2) Dは預金通帳を保管するものとし、Bはキャッシュカード及び銀行届出印を保管する。Bは、同人の裁量により入出金ができる。(3) Bは、当該口座に入金があった場合、直ちにDにその旨を報告するとともに、Bの判断により、当該口座から送金、振替等を行うことができる」。本件覚書は、国立大学法人Cに研究費用の寄附をするにあたり、資金はZが用意する一方、寄附の主体をAとし、上場を目指すAに実績を積みせることを目的として締結されたものである。同年12月1日、Z A間で、ZがAに対し、報酬を7500万円とし、Aの有する技術を活用した研究やZとの協働を発案する業務等を委託する旨の契約（以下、「本件業務委託契約」）を締結した。ただし、同報酬は全額C大学への寄附金および経費に充てられるものであり、Aが実際に報酬を受け取ることは想定されていなかった。同日、Aは、Bに対し、A名義の預金口座の預金通帳を用い、Bが出金やC大学への振込み等を行うことを委任する旨の委任状を交付した。同年12月9日、Aは、本件覚書に基づき、1000円を入金し、Y銀行（被告・被

控訴人）α支店に普通預金口座（以下、「本件普通預金口座」）を開設し、Bが銀行届出印（本件覚書(2)）に加えて、預金通帳も保管していた。

Zは、平成29年3月10日、C大学への寄付金等として、E信用金庫β支店のZ名義の預金口座から、本件普通預金口座に7500万円を振込送金した。Bは、同月13日、本件普通預金口座からC大学に振込送金しようとしたが、Aから本件普通預金口座の預金通帳および銀行届出印の紛失通知が提出されていたため、振込送金することができなかった。そこで、Zは、同日、β支店に対し、7500万円の送金の組戻しを依頼したが、Aの同意が得られなかったため、組戻しができなかった。

他方、平成29年3月12日、Aに8000万円の貸金債権を有していたX（原告・控訴人）は、東京地方裁判所に対し、Xを債権者、Aを債務者、Yを第三債務者として、AがYに対して有する本件普通預金口座に係る預金債権（以下、「本件普通預金債権」）について債権差押命令および転付命令（以下、「本件両命令」という）の申立てをし、本件両命令は、同年4月4日に確定した。

Zは、同年4月7日、Yに対し、Aに対する預金通帳の再発行や払戻しに応じないよう求める書面を送付した。そして、Xは、Yに対し、本件両命令に基づき、本件普通預金債権をXに支払うよう求めたが、Yはこれを拒絶した。その後、Yは、同年5月17日、東京法務局に対し、Yは債権者不確知を理由として、本件普通預金債権7500万円1000円とこれに対する利息6円および遅延損害金を供託した（以下、「本件供託」）。

Xは、Yに対し、本件普通預金債権の払戻拒絶

が不法行為であるとして、損害賠償金および遅延損害金の支払を請求するとともに（主位的請求）、7500万1006円の預金払戻請求および遅延損害金の支払を請求した（予備的請求）。そして、Zは、自身が本件普通預金債権の債権者であると主張して独立当事者参加をし、Xに対し、Zが本件供託に係る供託金還付請求権を有することの確認を求め、Yに対しては、本件普通預金債権に係る預金返還請求権に基づき預金ならびに利息および遅延損害金の支払を請求した。

原判決（東京地判平31・2・27金判1582号46頁）は、本件普通預金口座の預金者は口座名義人であるAではなく、Zであり、本件普通預金債権の債権者はZであると判断し、Xの主位的請求および予備的請求をいずれも棄却するとともに、ZのXに対する請求を認容し、ZのYに対する請求については棄却した。これに対し、Xが原判決を不服とし、YおよびZを被控訴人として本件控訴を提起した。

## 判決の要旨

控訴棄却（確定）。

「普通預金は、定期預金と異なり、預金口座を開設した後、日常的に入出金が繰り返され、流動性があることが予定されている。したがって、普通預金については、定期預金のようにその出捐者によって直ちに預金者が定まるものとは考え難く、当該普通預金口座を開設した主体や経緯、預金通帳や銀行届出印の管理の状況、その後の入出金を行っていた主体や経緯などの諸般の事情を総合的に考慮した上で、預金者を認定すべきである（最高裁判所平成……15年2月21日第二小法廷判決・民集57巻2号95頁参照、最高裁判所平成……15年6月12日第一小法廷判決・民集57巻6号563頁参照）。

「前提事実……並びに認定事実……によれば、①本件普通預金口座は、口座名義人はAであるものの、Bの依頼に基づいてAが開設手続きをしたものであり、開設の目的は、BがC大学において行う寄附研究のための寄附金を同口座からC大学に送金するとともに、同寄附研究に関して使用する経費を保管することであったこと、②BとAの間では、本件業務委託契約に定める報酬を上記の寄附金及び経費に充てることとし、本件普通預金口

座には、Zから上記寄附金及び経費に充てる資金として7500万円が振り込まれることが合意されていたこと、③Bは、Aから、本件普通預金口座の入出金について、Bの裁量ないし判断においてこれを行うことができる旨の委任を受けていたこと、④本件普通預金口座の預金通帳及び銀行届出印は、同口座の開設直後から、Aの了解の下にBが保管していること、⑤本件普通預金口座にその開設に当たって預け入れられた1000円はAが負担したものであるが、その後に入金された7500万円はZが振込送金したもので、その資金はZが負担しており、他に預入れ又は払戻しがされたことはなかったこと、⑥Bは、本件普通預金口座の開設から同口座へのZからの7500万円の振込送金がされた時期において、Zの会長として実質的にその運営を掌握していたことが認められる。これらの事情を総合的に考慮すれば、本件普通預金口座の預金者はZであり、本件普通預金債権の債権者はZであって、Aではないと認められる。」

（最判平8・4・26民集50巻5号1267頁に照らせば、Aが1000円の原因を負担して開設した本件普通預金口座に、その後入金された預金債権はAに帰属するとするXの主張に対して）「平成8年最判は、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合についてのものであって、本件のように……一定の法律関係がある場合とは事案を異にするというべきであり、上記の判断と矛盾するものではない。……なお、本件普通預金口座の開設に当たって預け入れられた1000円は、Aが負担したものである。しかし、上記のとおり、普通預金については、口座開設の主体や経緯、預金通帳や届出印の管理の状況等を総合的に考慮して預金者を認定すべきであるところ、本件普通預金口座については、上記の1000円は、その後振込送金された7500万円と比較すれば極めて少額であり、口座開設の目的等に照らせば、上記の預入れに係る1000円を含めて本件普通預金口座の預金の預金者はZであると認めることができるのであって、これを前提としてAとBあるいはZとの間に上記1000円に係る債権債務関係が生ずることがあり得るととどまるというべきである」。

## 判例の解説

### 一 「預金者の認定」をめぐる学説対立

いわゆる「預金者の認定」の問題については、客観説と主観説の対立があった。最判昭48・3・27（民集27巻2号376頁）は、無記名定期預金について、「出捐者が……他の者に金銭を交付し無記名定期預金をするを依頼し、この者が預入行為をした場合であっても、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められないかぎり、出捐者をもって無記名定期預金の預金者と解すべき……けだし、無記名定期預金契約締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当」として客観説（出捐者説）を採用し、この立場は、長らく確立した判例法理とみなされてきた（記名式定期預金については最判昭52・8・9民集31巻4号742頁など）。これに対して、主観説は、預入行為者が特に他人のために預金をする旨を明らかにしていない限り、預入行為者が預金者であるとする<sup>1)</sup>。ところが、平成15年の2つの最高裁判決の登場により、議論状況の変化が生じた<sup>2)</sup>。

## 二 2つの平成15年判決の理解について

最判平15・2・21（民集57巻2号95頁。以下、平成15年2月判決）は、損害保険会社Aの損害保険代理店Bが、保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で金融機関に開設した「A代理店B」名義の普通預金口座に係る預金債権が損害保険代理店に帰属すると判断した。最判平15・6・12（民集57巻6号563頁。以下、平成15年6月判決）は、債務整理を受託した弁護士が自己名義の普通預金口座を開設し、委託者から預かった金銭を入金した事案について、当該口座に係る預金債権が弁護士に帰属すると判断した。この2つの平成15年判決について、まず、⑦平成15年判決は客観説を維持しつつ、預金債権の帰属にあたっての考慮要素をより詳細に示したとの理解がある。考慮要素としては、③口座開設者、⑥口座名義、④口座の管理、④金銭の帰属が抽出される<sup>3)</sup>。④客観説に異質な要素（③⑥）が示されたとして、定期預金も含めて一般的な契約当事者の確定（ないし効果帰属）ルールに回帰し、事実上の判例変更があったとする理解がある。この理解は、④を代

理の主要事実に関する間接事実と位置づけ、④は付加的な理由づけに過ぎないとする<sup>4)</sup>。また、⑦預入れごとにそれを組み込んだ新たな一個の預金債権が成立する普通預金には客観説が適合せず、普通預金については一般的な契約当事者の確定ルールが採用されているとする理解もある<sup>5)</sup>。

## 三 本判決の考慮事実

本判決は、平成15年両判決を参照しつつ、「普通預金については、定期預金のようにその出捐者によって直ちに預金者が定まるものとは考え難く、当該普通預金口座を開設した主体や経緯、預金通帳や銀行届出印の管理の状況、その後の入出金を行っていた主体や経緯などの諸般の事情を総合的に考慮した上で、預金者を認定すべき」と定式化する。本判決は、定期預金と普通預金を区別する点では上述の⑦の理解に近いといえるが、総合考慮のあり方によっては、⑦の理解に近いと見ることも可能である。ただし、ここでの定式化においては、金銭の帰属（④）への言及がない。

本判決は、総合考慮にあたり、①口座開設の目的、②寄附金・経費の入金についての合意、③入出金の裁量の所在、④通帳・届出印の保管についての了解、⑤口座開設後の入出金（B負担の7500万円の入金のみ）、⑥BがZの実質的運営者であったことを事実として挙げる。

ここで、口座開設の目的（①）と併せて、口座開設者（④）と口座名義（⑥）が言及されるものの、大きな比重が置かれていない<sup>6)</sup>。そして、②⑤は金銭の帰属（④）に関わるが、②は口座開設時点での当事者間の合意である点に留意が必要である。これに対し、口座の管理（④）については、時系列に沿って<sup>7)</sup>、詳細に確認されている。ただし、実際の管理状況よりむしろ、口座開設時点に着目し、その目的や口座の管理に関わる当事者間の合意などの内部的事情を詳細に考慮事実として列挙している点に特徴がある。

## 四 本判決の総合考慮と普通預金の性質

### 1 7500万円の振込みと金銭の帰属

普通預金は、「入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立」し、「その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、一個の預貯金債権として扱われ」、「一個の債権として同一性を保持しながら、常にその

残高が変動し得る」（最判平 28・12・19 民集 70 巻 8 号 2121 頁）とされるため、1000 円と 7500 万円それぞれにつき、預金債権が A と Z に分属する立場を採用することができない。本判決は、ごく少額の入金を除いて、その他の入出金が殆どない場合には、主たる原資の帰属（㊸）を軸に判断しているようである（分析 α）。

なお、平成 15 年 6 月判決は、原資となる前払費用（民 649）は、「受任者の責任と判断において支配管理」するものとして、受任者に帰属すると判断する。本判決の事案では、本件業務委託契約上、A に裁量はなく、本件覚書でも、事務処理は B が行うものとされている。そうすると、本件業務委託契約に基づき、「報酬」名目で振り込まれた 7500 万円が形式上、前払費用（民 649）と法的に決定されたとしても、直ちに A への帰属が認められるわけではない。本判決は、支出に裁量の余地のない（「封金」に近い）原資は、受任者への帰属を認めない方向性を示していると分析することもできる（なお、預金口座を通じた決済（民 477 参照）が一般化していることからすると、現金交付と振込みに係る事案の差異は相対化されよう<sup>8)</sup>）。

## 2 口座開設後の事情と預金債権の帰属

受任者の裁量は、口座自体の管理（㊸）の問題とは一応区別される。しかし、一旦、預金口座に入金されたならば、交錯する形で問題となる。そのため、本判決は、総合考慮としては、㊸に傾斜した判断をしているように映る。ただし、平成 15 年両判決が示すように、㊸は、口座開設後の事情をも包摂する。しかも、本判決は口座開設後の 7500 万円の振込みを重視する。そうすると、理論上は、口座開設時点と、その後の入出金や管理に応じて、預金債権の帰属者が転換することを認めることになりうる（なお、本判決が、「預金者」と「預金債権の帰属〔者〕」の概念を区別しているかは判然としない）。

本判決は、誤振込みに関する最判平 8・4・26（民集 50 巻 5 号 1267 頁）は、「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合についてのものであって、本件……とは事案を異にする」という。しかし、仮に口座開設時点では A が預金債権の帰属者とされるならば、後の振込みの原因となる法律関係が存在する場合においても同様の問題が生じる。

本判決のもうひとつの見方としては、口座開設時点で預金債権の帰属者は Z に定まっており、その後の 7500 万円の振込みについても普通預金の性質に応じて当然に Z へ帰属すると考えたとき分析することもできよう（分析 β）。この場合、その後の事情はあくまで回顧的に口座開設時点での目的や合意を推認する事実位置づけられうる<sup>9)</sup>。そうすると、金銭の帰属（㊸）や口座名義（㊸）の要素が後退し、口座の管理（㊸）、なかでも口座開設の目的（㊸）や、出捐者との間の合意（㊸②③）など当事者の主観的事情や内部関係<sup>10)</sup>がクローズアップされる。このような総合考慮のあり方が平成 15 年両判決の枠組みに沿うものであるかについては異論がありうるが、かつての客観説のなかに存した、原資の抛出者と預入行為者との間の内部関係に着目して出捐関係を捉える枠組み<sup>11)</sup>と照応させて検討する余地がある<sup>12)</sup>。

### ●—注

- 1) 学説状況につき、升田純「預金帰属の主観説、客観説、折衷説」金法 1686 号（2003 年）32 頁を参照。
- 2) 背景となる本人確認法の施行をはじめとした預金取引をめぐる環境変化につき、加毛明「判批：最判平 15・2・21」法協 121 巻 11 号（2004 年）231 頁。
- 3) 片山直也「判批：最判平 15・6・12」金法 1716 号（2004 年）12 頁。
- 4) 内田貴＝佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について（上）（下）」NBL808 号（2005 年）20 頁、809 号（2005 年）30 頁。
- 5) 森田宏樹「判批：最判平 15・2・21」ジュリ 1269 号（2004 年）84 頁。
- 6) 白石大「本件判批」金法 2145 号（2020 年）14 頁。
- 7) 片山直也「本件判批」現代民事判例研究会編『民事判例 21・2020 年前期』（日本評論社、2020 年）89 頁。
- 8) 集金型（平成 15 年 2 月判決）と金銭交付型（平成 15 年 6 月判決）の類型につき（片山・前掲注 7）88 頁を参照。
- 9) 内田＝佐藤・前掲注 4）（上）20 頁、森田・前掲注 5）84 頁。
- 10) 白石大「本件判批」金法 2145 号（2020 年）14 頁。
- 11) この点については、加毛・前掲注 2）223 頁。
- 12) 供託については、富田雄介「本件判批」銀法 853 号（2020 年）5 頁。預金名義人説を採用した東京高判平 27・9・9 金判 1492 号 38 頁との比較については、片山・前掲注 7）89 頁を参照。預金債権の帰属と責任財産の関係については、岩原紳作＝森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法 1746 号（2005 年）24 頁、片山・前掲注 7）89 頁、白石・前掲注 10）14 頁を参照。